

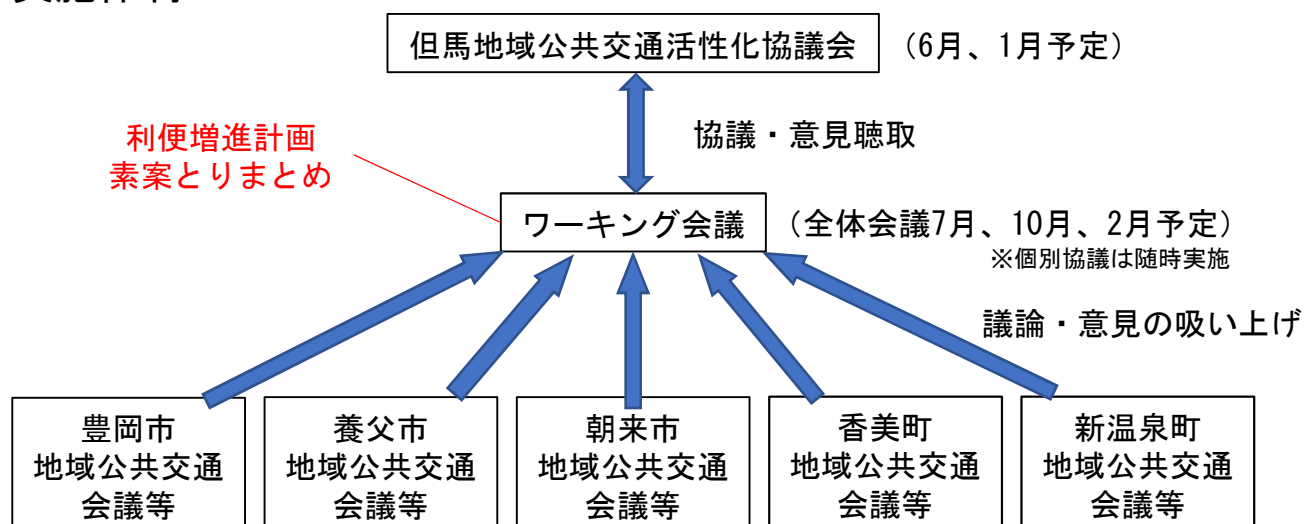
1 実施内容

実施項目	実施内容
1 実証運行 (調整中)	下記2箇所でデマンド型交通の実証実験を行うことで需要を把握し、必要な運行形態を検証。 ・朝来市（エリア調整中） ・香美町小代地区
2 実証運行 アンケート 調査	・実証運行の利用者に対してアンケート調査を実施。 ・便数、利用者数、利用時間帯、用途等について、データ収集、課題の整理・分析を行い、利便増進計画に反映。
3 地域公共交通 利便増進計画 の作成	・但馬地域公共交通計画に基づき、利便増進計画を作成。 ・利便増進事業の内容は各市町の地域公共交通会議等での議論や検討の結果を反映。 ・WG会議を開催し、各市町の検討内容の情報共有や広域路線に関する調整。また、必要に応じて個別協議。 ・利便性の高い地域旅客運送サービスを持続的に提供するため、利便増進計画には事業の実施区域、実施主体、実施予定期間等を具体的に記載。
4 協議会開催	・作成した利便増進計画素案を協議会にて提示し、協議及び意見聴取。 ・協議会での議論を踏まえ利便増進計画をブラッシュアップ。

【備考】

- ・ 予算額の内示減を受け、実施内容を見直した結果、実証運行にかかる費用は実施自治体にも個別負担いただく。
- ・ 実証運行の詳細は調整中であるため、実施箇所、期間等については会長と詳細を協議し、決定次第書面にて委員に報告する。
- ・ 利便増進計画の作成にあたっては昨年度策定した地域公共交通計画と一体的に検討する必要があることから、本業務は随意契約により(株)かんこうに委託する。

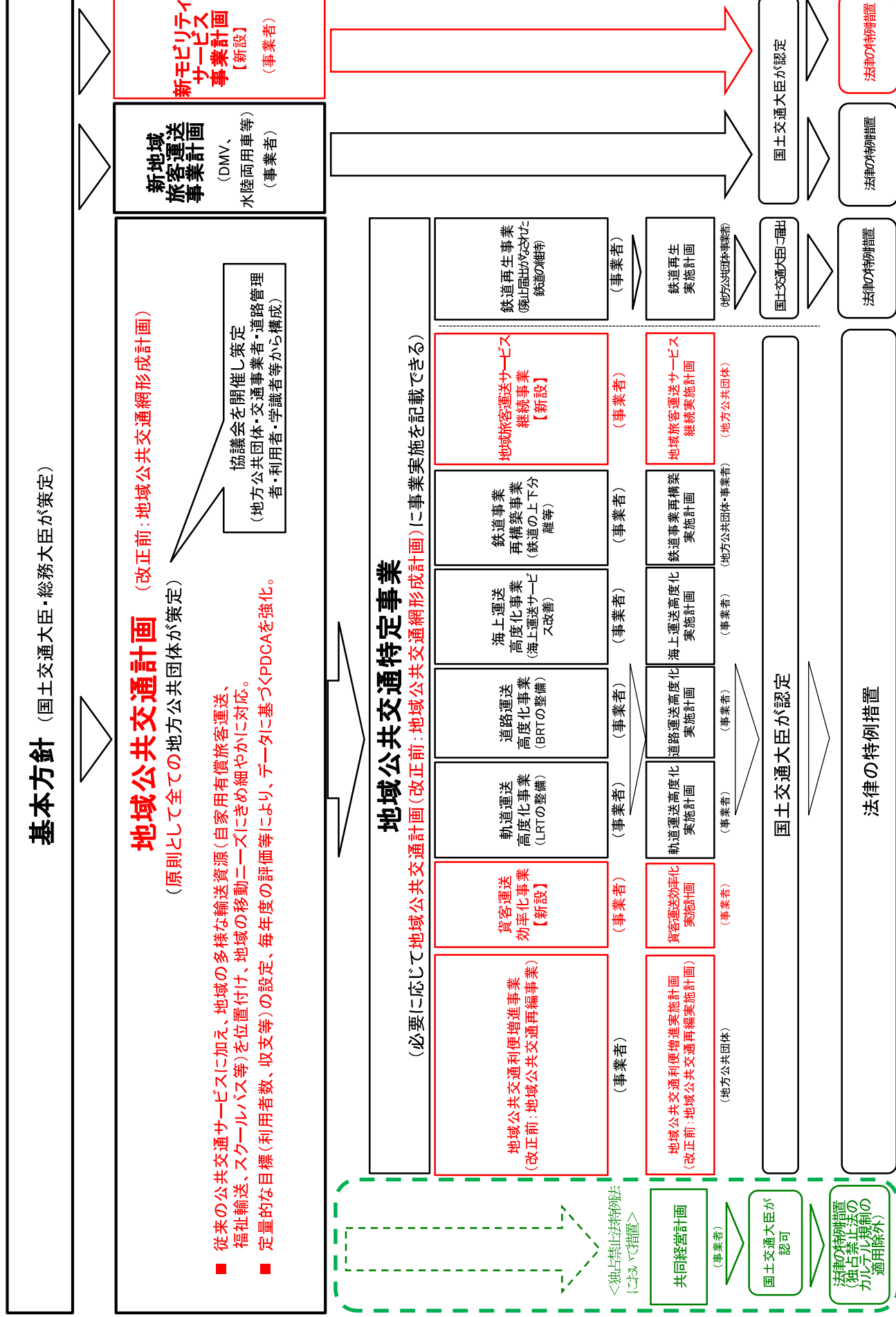
2 実施体制



3 スケジュール

第2回（次回）協議会の内容
 ○計画の進捗管理・共有(施策実施状況表)
 ○利便増進計画素案の協議

		R4年度										
		4、5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会			第1回協議会 ○	協議会意見の対応 利便増進事業の検討 施策調整			利便増進計画素案の検討 利便増進事業の検討 施策調整			第2回協議会 ○	協議会意見の対応 利便増進計画の策定	
ワーキング会議		第1回WG会議 ☆		WG会議(作業部会) ☆			WG会議(作業部会) ☆			第2回WG会議 ☆		WG会議(作業部会) ☆
利便増進実施計画	とりまとめ	路線再編(案)の検討										計画の作成
	実証運行(調整中)	実証運行計画策定				適宜調整		実証運行実施 1~2ルート 試験運行利用者アンケート調査		実証運行結果のとりまとめ		
	協議	各市町 地域公共交通会議・活性化協議会										
地域公共交通計画	施策の実施	・実施施策の協議 ・各市町、事業者の施策の情報共有・調整			施策の実施							
	進捗確認・評価	施策の実施状況の確認、効果検証及び評価										
	改善										実施手法の再検討	



3. 地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定への支援）

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援（交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、旅客運送サービス継続計画策定事業）

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- 補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費
（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）
- 補助率：1／2（上限額500万円又は1,500万円（地域公共交通計画）、1,000万円（地域公共交通利便増進実施計画）、500万円（地域旅客運送サービス継続実施計画））

地域公共交通計画の記載事項（イメージ）

○計画の効果な活用のために必要な視点

①地域戦略との一体性の確保
（まちづくり、医療・福祉、観光等との連携）

②モード間連携や多様な輸送サービスの活用

③地域の多様な関係者の協働

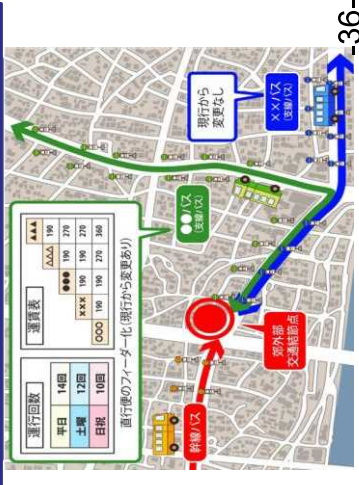
④交通圏全体を見据えた広域的な連携

記載

地域公共交通利便増進実施計画、旅客運送サービス継続計画の推進への支援（利便増進計画推進事業、旅客運送サービス継続計画推進事業）

- 補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- 補助対象経費：国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費（公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等）
- 補助率：1／2
- 補助対象期間：5年間

地域公共交通利便増進実施計画のイメージ



路線バスあり方検討会【仮称】の設置について(案)

1. 設置目的

先般、但馬地域公共交通活性化協議会において但馬地域公共交通計画が策定された。現在、路線バス事業においては、過疎化高齢化など人口減少による利用者の減少、慢性的な運転士不足により、今後のバス路線網の維持確保が困難となることが予想され、持続可能な維持確保のあり方について検討をすすめていくことが喫緊の課題となっている。これらの計画の実施及び路線バスの課題に立ち向かうべく、市町交通担当者と運行事業者が連携して定期的に見聞や情報交換をはかり検討を進めていく場とする。

2. 開催スケジュール

毎月1回開催 ※令和4年7月より実施

3. 検討会メンバー

- ・各市町交通担当者（案件によっては教育委員会、福祉部局の担当者も含む）
- ・全但バス株式会社

4. 取扱い案件

- <ワーキング会議> 市町を跨ぐ広域路線に関すること
- <路線バスあり方検討会【仮称】> 市町単位の単独路線に関すること

5. 路線バスあり方検討会の設置イメージ

